

商品概要説明書

2021年4月12日現在

1. 商品名	遺言代用寄付信託〈愛称：未来への寄付〉
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 信託の仕組み	<p>お客さま（委託者兼受益者）から当社（受託者）に信託された財産を、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた寄付先（帰属権利者）のご請求によりお支払いする商品（特約付指定合同運用金銭信託）です。</p> <p>やむを得ない事情により、お客さまより、信託金の全部または一部の解約のお申し出があった場合には、中途（一部）解約に応じ、信託金をお客さまにお支払いすることがあります。</p> <p>〈帰属権利者とは〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客さまに相続が発生した際に、信託財産の受取人となります。 ・ 当社が提示する「寄付先一覧」よりご指定いただきます。 ・ 帰属権利者は変更することができません。
4. 信託期間	受益者がお亡くなりになったとき、その他特約に定める事由が発生した場合に、この信託は終了します。
5. 運用の基本方針	信託された資金は、運用方法を同じくする他の信託金と合同して運用いたします。
6. 運用制限	法令・通達による運用の制限はありません。
7. 入金方法 ①信託設定方法 ②入金金額・単位 ③追加信託	<p>①ご入金日に信託を設定します。</p> <p>②100万円以上500万円以下（1円単位）とします。</p> <p>③この信託には信託金の追加をすることはできません。</p>
8. 予定配当率 ①予定配当率の明示 ②変更頻度 ③お利息の計算方法	<p>①当社の店頭に掲示します（指定金銭信託5年以上）。</p> <p>②長期プライムレート等を参考に、当社が決定します。信託の設定以降は、毎年3・9月の26日に変更し、変更日に当社の店頭に変更後の予定配当率を掲示します。</p> <p>③毎年3・9月の25日を計算日とし、予定配当率による6カ月を1年の2分の1とした計算で、単利の方法により計算いたします（付利単位100円）。</p>
9. 支払方法 ①元本のお支払い ②お利息のお支払い	<p>①受益者がお亡くなりになったことによる信託の終了時に帰属権利者にお支払いします。</p> <p>その他の事由により信託が終了した場合は、当該信託終了時に受益者にお支払いします。</p> <p>②毎年3・9月の26日にお支払いいたします。お利息は元本に組入れます。お利息には20.315%の税金がかかります（分離課税）。</p>
10. 手数料(報酬) ①設定時信託報酬 ②運用信託報酬	<p>①かかりません。</p> <p>②毎年3・9月の25日に当社は信託報酬をいただきます。</p> <p>信託報酬額は、運用収益から信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額とします。</p>
11. 付加できる特約事項	マル優のお取扱いができます。

商品概要説明書

2021年4月12日現在

<p>12. 中途解約の取扱</p> <p>①中途解約の方法</p> <p>②解約手数料およびお支払額</p>	<p>①やむを得ない事情により、信託金の全部または一部の解約のお申し出があった場合には、中途（一部）解約に応じ、受益者に信託金をお支払いすることがあります。その場合、当社所定の書類のご提出を求めることがあります。</p> <p>②中途（一部）解約については、元本とお利息の合計額から、ご請求日に当社の店頭に掲示する解約手数料および源泉税額（非課税の場合を除く）を差引かせていただきます。ただし、解約手数料については、ご入金日からご解約日の前日までに生じた税引後のお手取りお利息の合計額（既に元本に組入れられたお利息やお支払いしたお利息を含みます）を限度として差引きます。</p> <p>一部解約の場合は、一律に解約手数料を差引くものとし、信託終了時または中途解約時に調整を行います。また、一部解約においては、解約手数料を別途お受けさせていただくことや、残りの元本から差引かせていただくこともできます。なお、解約手数料は予定配当率の見直しにあわせて見直しを行うことがあります。</p> <p>また、帰属権利者の変更を前提に解約を行う場合、解約手数料はいただきません。</p>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・元本補填契約が付与されています。 ・元本は預金保険対象商品です（お利息は預金保険の対象外です）。 ・この信託の受益権および帰属権利者の権利については、いかなる場合にもその譲渡に係る契約を締結したり、担保に供することはできません。 ・信託金の残高および収益金の計算については、年2回ご案内いたします。 ・証書式のみのお取り扱いとなります。 <p>《受益者への報告事項》</p> <p>①指定金銭信託において交付する収益に関する事項 決算月ならびに信託終了のときに収益計算を行い、受益者に報告いたします。</p> <p>②指定金銭信託終了時の最終計算に関する事項 受益者に最終計算報告書を交付いたします。</p> <p>③主要な信託財産の状況に関する事項 決算月の合同運用財産の信託財産残高表並びに収支報告書を店頭へ備え置き、委託者・その相続人・受益者・利害関係人からの請求によりこれを閲覧に供します。</p> <p>《寄付先からの活動報告》 お届けいただきましたご住所またはメールアドレスへ、帰属権利者にご指定いただいた寄付先から、毎年活動報告が送付されます。</p> <p>《寄付先からの領収書送付》 委託者死亡により、寄付先へ信託財産を払い出した後、寄付先から死亡通知人さま宛てに領収書が送付されます。</p>



三井住友信託銀行